第二十三条第一項中「（平成五年法律第八十八号）」を削り、同条を第二十四条とする。

第二十二条第一項中「又は第十九条第三項又は前条第一項」に改め、同項第一号中「損失額」の下に「、前条第一項の場合にあつては同項の規定による行為により損失を受けた者についての損失額」を加え、同条を第二十三条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（非常災害時における緊急措置）

第二十二条　海上保安庁長官は、海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十三条第一項に規定する非常災害発生周知措置（以下この項において「非常災害発生周知措置」という。）をとつたときは、同条第二項に規定する非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域（同法第二条第四項に規定する指定海域をいう。以下この項において同じ。）又は当該指定海域に隣接する指定港（港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第三条第三項に規定する指定港をいう。）内における船舶交通の危険を防止するため航路標識を設置する緊急の必要があると認める場合に限り、当該航路標識を設置する現場付近にある船舶に対し当該航路標識の設置に関する業務に従事すべきことを命じ、又はその現場において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2　前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　第二条中港則法第三条第一項及び第二項並びに第七条から第九条までの改正規定、同法第十二条の改正規定（「雑種船」を「汽艇等」に改める部分に限る。）並びに同法第十八条及び第三十七条の三第一項の改正規定並びに附則第三条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第三条及び次条の規定　平成二十九年四月一日

（航路標識法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　前条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の航路標識法（以下この条において「旧航路標識法」という。）第二条ただし書の許可を受けて航路標識（第三条の規定による改正後の航路標識法（以下この条において「新航路標識法」という。）第三条第一項に規定する航路標識に該当するものに限る。）を管理している者は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第三号施行日」という。）に新航路標識法第三条第一項の許可を受けたものとみなし、前条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧航路標識法第二条ただし書の許可を受けて航路標識（新航路標識法第十三条第一項に規定する航路標識に該当するものに限る。）を管理している者は、第三号施行日に新航路標識法第十三条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、第三条又は第四条の規定による改正後の規定の施行後五年を経過した場合において、第三条又は第四条の規定による改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第六条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第二十号中「第三十七条の二第一項」を「第四十条第一項」に、「第三十七条の五」を「第四十三条」に、「第三十七条の二第二項」を「第四十条第二項」に改める。

第三十六条の二第四項中「第三十七条の五」を「第四十三条」に改める。

国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十三号

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化するとともに、国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現するためには我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するため、政府による基本方針の策定、中長期目標等に関する特別の措置等について定めることにより、世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定国立研究開発法人」とは、国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）のうち、当該国立研究開発法人に係る研究開発等の実績及び体制を総合的に勘案して世界最高水準の研究開発の成果の創出が相当程度見込まれるものとして別表に掲げるものをいう。

2　この法律において「研究開発」とは、科学技術に関する試験、研究又は開発をいう。

3　この法律において「研究開発等」とは、研究開発並びにその成果の普及及び実用化をいう。

（基本方針）

第三条　政府は、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　特定国立研究開発法人による研究開発等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二　特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関して政府が講ずべき措置に関する基本的な事項

三　特定国立研究開発法人による研究開発等の促進を図るための体制の整備に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関し必要な事項